

大治町総合計画審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大治町総合計画条例（令和三年大治町条例第一号）第四条第二項の規定に基づき、大治町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 関係団体の役職員
- 二 知識経験を有する者
- 三 その他町長が適当と認める者

(任期)

第三条 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

3 第一項の規定にかかわらず、委員は、任期中であってもその本来の職を離れるときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。